

交政建第201号  
令和4年3月28日

交通基盤部内各課長  
交通基盤部出先機関の長 様

建設政策課長

3次元測量試行要領の一部改定について（通知）

このことについて、試行要領を一部改定したので通知します。

記

1. 適用期日

令和4年4月1日以降に積算する業務委託に適用します。

2. 改定

3次元測量に関する特記仕様書

3. その他

資料は、通知文DB、ホームページにも掲載します。

担 当：イノベーション推進班 芹澤  
電話番号：054-221-2497  
メー ル：mirai@pref.shizuoka.lg.jp

令和4年4月

### 3次元測量に関する特記仕様書

本業務は、現場作業の省力化や安全性の向上を目的として、3次元計測データを活用して実施する業務である。

#### (3次元測量の具体的内容)

第1条 3次元測量は、以下の作業のうち、当該業務に含まれる項目を対象とする。

##### (1) 路線測量

3次元計測データ(モデル化等により加工・編集したデータ、写真地図データ等を含む)から得られる地形変化点、地物等の情報を、現地計測に替えて、縦断面図データファイル及び横断面図データファイルの作成に利用することができる。

##### (2) 現地測量

3次元計測データ(モデル化等により加工・編集したデータ、写真地図データ、等高線データ等を含む)から得られる地形、地物等の情報を、現地計測に替えて、数値地形図データファイルの作成に利用することができる。

#### (3次元計測データ)

第2条 3次元計測データは、以下のデータを活用する。

##### (1) 公開データ

当該業務に、三次元点群測量を含まない場合は、以下のサイトにて提供している公開データを活用する。

G空間情報センター <https://www.geospatial.jp/>

オンライン電子納品システム <https://mycityconstruction.jp/>

##### (2) 三次元点群測量

当該業務に三次元点群測量を含む場合は、業務にて取得した3次元計測データを活用する。

#### (設計変更の取扱い)

第3条 本業務の「路線測量」及び「現地測量」は、「3次元測量試行要領」に定める3次元計測データの活用を前提とした「地域による変化率」に基づき積算を行うものとし、3次元計測データの活用の程度や有無等の作業手法に応じた設計変更は行わない。なお、項目、作業条件、作業量等は、静岡県設計変更ガイドライン(案)(土木設計業務等委託編)に基づき、設計変更を行うものとする。